

51年9月号

第153号

発行所  
編集発行人  
大分県・日田  
中津江村

齊藤 隆一



道路愛護～おつかれさまでした

## 人口の動態

昭和51年8月31日現在（対前月比）		
人口	2,345人	( - 2 )
男	1,124人	( + 1 )
女	1,221人	( - 3 )
世帯数	609戸	( 0 )

## 今月の主な内容

- P 2 第2回村議会定例会
- P 3 早朝ソフトボール終る  
誘致企業平和商店事業開始
- P 4 国民健康保険から
- P 5 婦人会幹部研修  
“広報づくり”
- P 6 覚えて下さい  
農民体操
- P 7 津江ことば  
森林の伐採は必ず届出をお知らせ
- P 8

9月  
23日 秋分の日

26日 参議員補欠選挙投票日

10月  
1日 法の日  
共同募金

10日 体育の日  
14日 鉄道記念日

9・10月の行事

## 第二回村議会定例会

八月九日、昭和五十一年度第二回中津江村議会定例会が開催され、八議案を提出し、全議案とも原案どおり可決されました。

昭和五十一年度当初予算につきましては、本紙四月号によつてお知らせしましたが、その後、六月に起債たが、その後、六月に起債の決定にともない林道石場線改良工事、村道作草中川

### 才入

(単位 千円)

	当 初	%	補 正 後	%
村 税	48,431	11.7	52,931	10.0
国庫支出金	34,575	8.3	37,126	7.0
県支 出 金	31,839	7.7	42,844	8.1
村 債	27,700	6.7	76,600	14.5
地方交付税	236,000	56.9	256,000	48.4
そ の 他	36,335	8.7	63,279	12.0
合 計	414,880	100	528,780	100

### 才出

(単位 千円)

	当 初	%	補 正 後	%
人 件 費	177,559	42.8	179,391	33.9
物 件 費	33,269	8.0	39,149	7.4
扶 助 費	31,856	7.7	31,683	6.0
補 助 費 等	51,504	12.4	63,912	12.1
公 債 費	40,896	9.9	40,896	7.8
普 通 建 設	57,075	13.8	142,370	26.9
そ の 他	22,721	5.4	31,379	5.9
合 計	414,880	100	528,780	100

今まででは、割引証と身障手帳とでバス運賃の割引がおこなわれておりましたが、今回大分県バス協会のご好意により、十月一日から割引証（介護者用は除く）を廃止して、身障手帳を車掌か運転士に見せるだけで、運賃の割引ができるようになります。しかし、この適用は大分県内にあるバス会社が運行しているバスだけに限られています。なお、介護を必要とする第一種の身障者の方については、バスの運転

## 身障手帳だけで バスに乗れます

財産収入、寄附金、繰越金、諸収入等です。才出において主な事業はテレビ難聴地域解消事業（黒谷、合鶴、平野計二戸）、集落別離地域整備対策費補助、農事無線放送施設難聴地区追加工事補助、林分改良開発作業道（赤迫線）、林業労働者退職金制度加入促進事業補助、素材生産施設設置事業補助（森

設置、ガケ地近接危険住宅移転事業補助、広域消防負担金、林道災害復旧事業等で、その他物件費が補正されました。また、当初予算で財源の見通しがつかなかつた普通建設事業が大きく伸びました。才入、才出については、表の通りとなります。

士が一目で確認できるように、手帳の左肩上に黄色のシールを貼ることになります。したので、該当する方は至急役場に申し出て、シールを貼つて下さい。  
介護者の方については、今までどおり割引証は必要ですが、身障手帳にシールを貼つていない時は、その介護者は割引証を持つていません。でも運賃の割引はできないことがあります。

# 早朝ソフトボール終る

## トショリーズ

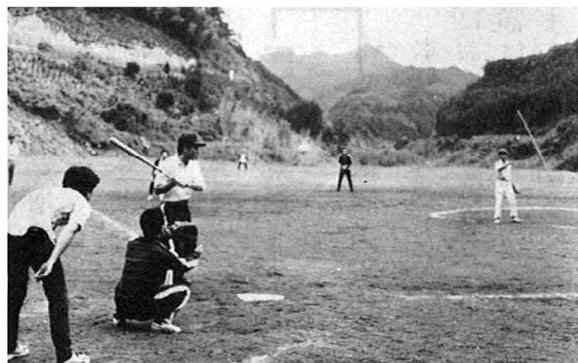


## 2度目の栄冠

六月二十八日からおこなわれていた第三回早朝ソフトボール大会が、八月二十日の決勝戦の試合をもって終了しました。

試合の成績は、トショリーズ、川辺の二チームが六勝一敗一分で同率となり、トショリーズが七一四で勝ち、第一回目につづき二度目の優勝をかぎりました。各チームの成績は表のとおりで、一位トショリーズ、二位川辺、三位野田、以下

	新美津和	柄原	川辺	ポリマーズ	野田	鯛生	ラッキーズ	トショリーズ	セブンズ	勝	敗	分
新美津和	△	×	○	×	○	○	○	×	○	4	3	1
柄原	△	×	△	×	×	×	×	×	○	0	6	2
川辺	○	○	○	○	○	×	△	○	○	6	1	1
ポリマーズ	×	△	×	×	×	×	×	×	○	1	6	1
野田	○	○	×	○	○	○	△	△	○	5	1	2
鯛生	×	○	○	○	○	×	×	×	○	4	4	0
ラッキーズ	×	○	△	○	△	○	×	○	○	4	2	2
トショリーズ	○	○	×	○	△	○	○	○	○	6	1	1
セブンズ	×	○	×	×	×	×	×	×	○	1	7	0



村の誘致企業であつた朝日縫製中津江工場は、いろいろの事情によつて事業を停止し、本年三月工場を閉鎖しました。昭和四十六年三月工場開設以来、約六年間の操業でした。

今年は昨年に比べ、チーム数が二チーム増え、九チームのリーグ戦で優勝が争われましたが、特に抜き出たチームがなく混戦模様。引き分け、または一点差の試合が数多くあり、熱のこもった大会でした。参加された方は早朝にもかかわらず、負傷者もなく、大変お疲れでした。

なお、表彰式は十月十日体育祭において、おこないます。平和商店中津江工場は、九月一日現地において関係の来賓多数と全従業員参加のもとに創業式をおこないました。この工場は、大阪に本社をもつメリヤス肌着類を製造する繊維縫製工場

# 誘致企業 平和商店事業開始



## △創業式△

で、今回第一次計画による約五十名の従業員で操業し、第二次計画では約百名構成の事業計画のようです。前工場の閉鎖後、約五ヶ月間の空白があり、後続企業の誘致を待ちわびていた村内の元従業員と新しく参加した数人の従業員は、新しい工場に就職し、期待を新たに出勤しています。新工場の発展と従業員の皆さんの健闘を期待します。

# △国民健康保険から

## 五十年度の総決算（見込み）

国民健康保険事業の昭和五十年度の決算見込が次のようになりました。

医療費は四十九年度内に約三十六%，今年の四月に九%上りました。ともあれ、病気やケガをした場合の保険であり、医療費に見合った保険税を納入して頂いています。

五十年度の収支状況の内容は「表I」のとおりです。

収入についてみると大半が国庫金で約七十%，これが医療費に当てるものが殆どで、事業費、助産費の補助がわずかに含まれています。保険税は医療費（七割分）の支払いに当てるものです。

支出については、療養諸費が八十五・六%に達しています。これはお医者さんにおかかった医療費のうち村から支払うつまり七割分です。高額療養費は皆さんがあながちます。

収入では、国庫金が療養費が八十五・六%に達しています。これはお医者さんにおかかった医療費のうち村から支払うつまり七割分です。高額療養費は皆さんがあながちます。

病院の窓口で支払う額が月三万円を越えた分の額です。  
一人当たり療養費  
六万三千七百八十円

一人当たりではいくらの経費がかかったかを表したもののが「表II」です。

支出の療養諸費（七割分として支払った額）が四万四千五百六円に達しました。

これに皆さんのが病院などの窓口で払う、つまり三割分を含めると、六万三千七百八十円となり、大分県で四番目に高い医療費を示します。前年度と比較すると十三%も高くなっています。

高額療養費は、この制度が

▶50年度収支状況（単位千円）  
一億四百万円に  
医療費総額

諸費と同率の伸びを示したが、保険税の伸びが前年度比十七・七%増に止りました。

いずれにせよ、支出で三十分弱、収入で二十六%弱た。前年度より増えています。

老人医療費は  
総額の四割以上に

療養費などすべてを含んでいます。また、お医者さんにおかかった回数は一人平均五・七回となり、これは昨年度より〇・四回多くなっています。

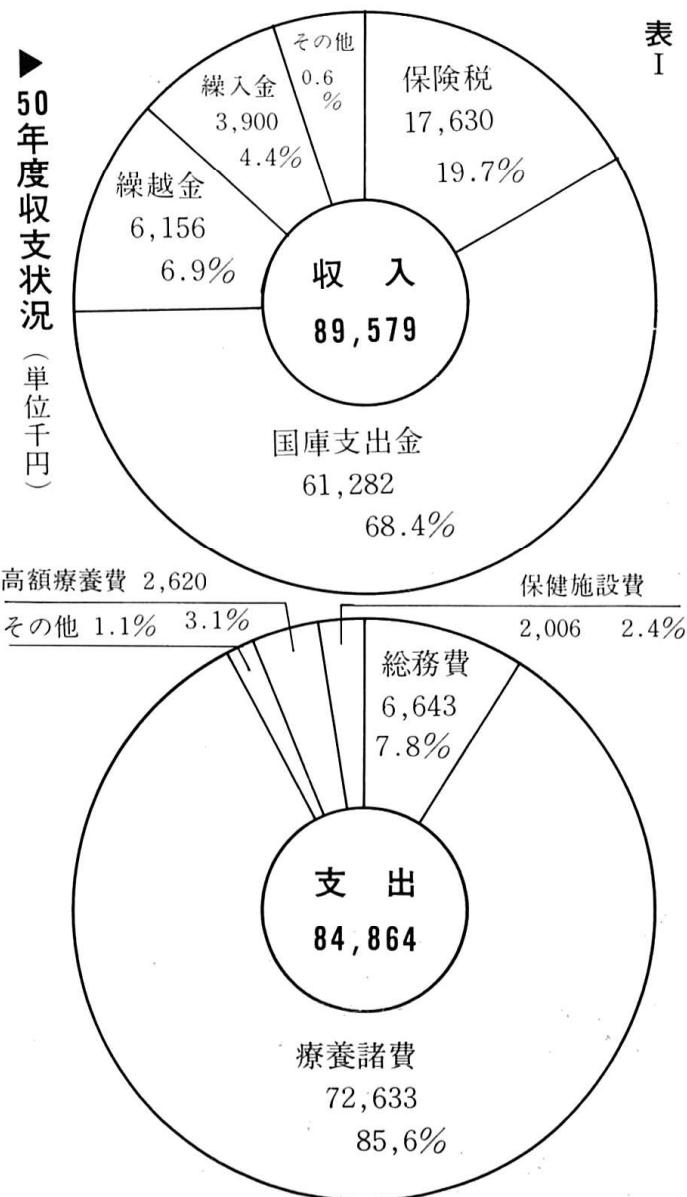
本村の国保の方が一年間にお医者さんにかかるた額は一億四百万円にもなります。病院などの窓口で払いました。これは国保総医

疗費の四十一・五%に当ります。高額療養費は皆さんがあながちます。これが前年度比較はできませんでした。そのため前年度中に一人当り一千六百五円にもなっています。前年度中には一人当り一千八十八名います。

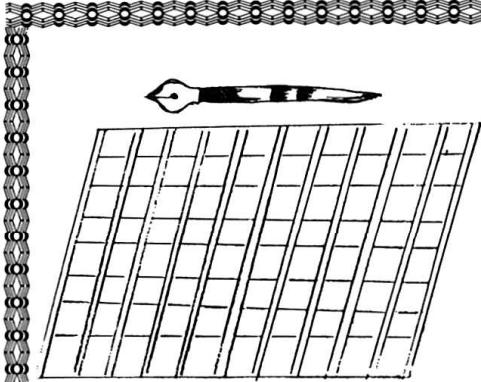
国保のお年寄りは月平均三百二十三万六千円に達しました。これは国保総医

大きな位置を占めています。また一人当たりでも二十三万二千円以上となり、さらに年間十一・四回お医者さん年にかかるています。

老人医療は「タダ」といいますが、医療費の七割は保険税から、三割は村と国がそれぞれ負担しています。したがって、保険税が上がるのは老人医療費が高くなるのも原因の一つです。



# 婦人会幹部研修『広報づくり』



8月9日、本年度行事計画の1つ、幹部研修会を村公民館でおこないました。これは、まず幹部役員が勉強し、支部活動を進めるよう努力しようということから計画されたものです。

研修内容について、いろいろ意見も出ましたが、部員の意識向上のためには連絡を密にし、また意見交換の場が必要ではないかということから広報をつくったらどうかということとで、「広報づくり」について学習しました。会員がいろんな学習にどうしても出席できない時がありますので、その時のこと役員の方や、出席された方が広報によって知らせ、少しでもいろんな活動に協力して頂くことを目的としたものです。

人に読ませる文章で大切なことは「読みやすいこと」「誤字のないこと」だそうですが、さていざ自分で書くとなると、なかなか思うようにいかず、原稿用紙を手に汗ビッショリ。それでもいつのまにかペンに力を入れている私たちでした。他人の誤字は気がついても、自分の誤字はなかなか気がつかないものです。また、旧かなづかいを平氣で使っていました。やっとガリバンズリを済ましてみて、はじめて自分の書いたものに目をとおし、読みにくさに気がつき本当に勉強になりました。あらためて自分の勉強の足りなさ、特に読書の必要性を痛感しました。

やがて婦人会広報が出されると思います。はじめは読みにくい点もあると思いますが、支部活動、部落活動で意見を出し合い、お互いに広報を役立て、よりよい婦人会活動ができるようにしていきたいと思います。

村内の皆さん、会員の皆さんのご協力をお願いします。

△野田・川野富子△

表II (単位 千円) 1人当りの状況

		49年度	50年度	比較
収入	保険税	9,181	10,803	117.7
	国庫支出金	28,178	37,550	133.3
	一般会計繰入金	1,835	2,390	130.2
	収入合計	43,647	54,889	125.8
支出	総務費	4,395	4,071	92.6
	療養諸費	33,394	44,506	133.3
	高額療養費	12	1,605	
	保健施設費	1,034	1,229	118.9
	支出合計	40,062	52,000	129.8

高額療養費は

百六十一件

この制度は昭和五十年一月から発足し、五十年度内に百六十一件、金額にして二百六十一万円を必要としました。一人当たりにすると千六百五円になります。

この制度は、一ヶ月毎に同一病院において自己負担額(三割分)が三万円をこえた場合に、こえた分を請求によって払い戻しするものです。したがって、一応病院等で自己負担額は支払っておかねばなりません。

病気になつては一刻も早く医師の手当を受け、一日も早くもとの健康体になることを願うのは誰しも同じです。

医療費もずいぶん上つてきました。一度病院に行けば自己負担額(三割分)として窓口で払う金額も相当のものです。それと同時に

八月一日から、三十%引上げられて三万九千円になりました。これ以上が高額療養費となりました。

保険から支払う七割分も上がることになります。つまり保険税が上のようないろいろな理由から五十一年度の保険税も前年度より上っています。

健康管理 平素の注意を

平素の健康管理が何よりも大切です。



ソフトボール大会、村民体育大会等、年中、盛りだくさんのスポーツ行事が実施されていますが、皆さんの中には、運動をした後、足のふくらはぎ、太腿、上腕の筋肉が痛むというような経験をした方があるかと思います。これは、日頃あまり使う機会のない部分を急に使つたためにおこるもので。

職業によつて作業姿勢はそれぞれ違いますが、農作業の場合では腰を曲げて不自然な前屈姿勢が続くために腰痛、肩こり等の障害が多く見られます。このような作業姿勢が農業に従事している間続くわけですから、若い時は何も感じなかつた疲れが、壮年期、老年期になると慢性的な痛みや疲れに変わってきます。

そこで、農業労働や姿勢からくる筋肉の緊張をときほぐすには、農民体操のよ

うな全身運動をおこない大きな筋肉を交互に緊張と弛緩をさせ、全身の血行をよくし、筋肉の疲れをなおすことが有効です。

健康を支える体力をつくるために無線放送で農民体操の音楽を流します。毎日三分、図のような姿勢で順に全身運動をしましよう。

なお、放送日程は決まり次第連絡します。

# 覚えて下さい 無線放送で体力づくり 農民体操



# 「ふるさとづくり」論文募集

## ふるつてご応募下さい

県ふるさとづくり運動推進協議会では、私たちを生み育んでくれた「ふるさと」をみつめなおし、新しいふるさとのあるべき姿を求めて、小・中学生をはじめ、広く県民みなさんから

「ふるさとづくり」のための論文（作文）を募集しています。

▽課題 ①私とふるさと

②私にとって「ふるさと」とは何か ③こんなふるさとに住みたい ④ふるさとづくり運動への提言 ⑤一人で二つ以上の課題に

応募されても結構です。

▽対象 ①児童生徒の部

県内の小中学校および高等

学校に在学する児童生徒

②一般の部 ②県内に在住す

る人（大学生を含む）

▽応募原稿 ①原稿は四百

字づめ原稿用紙で三枚以上

十枚以内 ②未発表のもの

に限る ③個人、グループ

の別を問わない ④入選作

の版権は、主催者に帰属す

る ⑤応募原稿は返却しな

い ⑥秀賞三編・優良賞六編・佳

月二十日、当日消印のある

ものは有効

▽送り先および問い合わせ

先 大分県ふるさとづくり

運動推進協議会事務局

八七〇 大分市大手町三丁

目一一 大分県企画総室

内 T E L (〇九七五) 三

十二局三二〇〇

なお、八月号でお知らせ

しました「ふるさと大分」

写真コンテストの締切り日

は十月十六日です。ふるつ

てご応募下さい。

作二十編（以上に賞状およ  
び賞品） ②一般の部 ②優  
秀賞一編・優良賞三編・佳  
作十編（以上に賞状および  
賞金）

## 森林の伐採届を出して下さい

森林を伐採する場合は、森林法の定めるところによ

り、知事に伐採届出書を提出しなければならないこと

になっています。特に、近

年は森林のもつ経済的機能

と並んで公益的機能等から

森林資源の確保に対する国

民的要請が高まり、森林計

画制度の内容拡充のため伐

採届出の運用強化が図られ

ています。

伐採届出は、今に始まっ

た制度ではありませんが、

最近、届出の手続きを怠つ

ている人が多く、適正な森

林計画の実行に支障をきた

しています。森林の伐採は、

次のことを留意のうえ、必

ず届出の手続きを済ませて

作業にかかる下さい。

なお、無届伐採は、森林

法により処罰される場合が

あります。

クヌギ、雑木等森林の全部。  
ただし、森林施業計画における伐採届、保安林の伐採、災害時の緊急伐採等の場合には、別に定める手続きによる届出を要します。

※届出の期間は、伐採前九

十日～三十日の間

※届出先は、森林組合経由

県事務所か、直接林業改良

指導員に届出書を提出して

下さい。

※知事は、届出書を地域森

林計画と照合し、伐採適合

通知をします。



※届出を要する森林の対象は、スギ、ヒノキに限らず

## 「津江山友会」に加入しませんか

「津江山友会」が結成されました。

近頃、レジャー登山をおこなう方が大変増えています。そのため山頂付近、登山道は、あき缶、紙くず等が投げ捨てられており、美しい山の自然が汚されています。そこで登山マナーの普及、体力、健康の増進、登山技術の向上等を目的とし、講習会、研究会、または定期的に登山を実施したいと思っています。

この会は前、中、上津江村に居住、勤務している方なら誰でも加入できます。楽しく安全な登山をおこなうために、登山を志す方は多数加入していただきたいと思っています。

加入を希望する方、または詳しくお知りになりたい方は、役場内、山友会事務局 岩釣賢三までご連絡下さい。

## 犬は正しく飼いましょう！

最近、また飼犬の放し飼いが多いようです。

放し飼いにするために近所の人々に直接、間接の迷惑がかかり、犬1匹の事でとなりどうしの仲が悪くなってしまうかもしれません。

犬は愛情をもって、正しく飼いましょう。

労働省の見通しによると新規学卒就職者は高校約五十七万人、大学約四十万人。その他中学、短大を含め百四万人が就職戦線に登場します。このような背景の中で十月一日から高校は選考が開始され、大学は会社訪問、求職活動が解禁されます。景気は回復期にあるところが多く、まさに買取マナーが重視されるとあっては、高校生、大学生諸君も週刊誌、マンガどころではないようです。



## 傷害年金受給者の遺族に年金が支給されます

昭和51年第51号の恩給法の1部が改正になり、「傷病年金」、「特別傷病年金」を受けていた者が、昭和29年4月1日以降死去している場合は、その遺族に年金が支給されますので役場福祉係まで申し出て下さい。

## 戦没者等の妻に対する特別給付金の一部改正

戦没者等の妻に対する特別給付金支給の1部が改正され、次の人々に支給されます。

- (イ) 昭和6年9月18日から昭和12年7月6日までに公務傷病により昭和48年3月31日までに死亡し、昭和49年10月1日、年金等受給中の軍人の妻
- (ロ) 昭和48年3月31日以前に死亡した戦傷病者等の妻で戦傷妻特別支給受給権してから10年を経過し、昭和51年10月1日遺族年金等受給中の者（妻）

また戦傷者等の妻に対する給付金支給の1部が改正され次の人々に特別給付金が支給されます。

- (イ) 昭和6年9月18日から昭和12年7月6日までに公務傷病により昭和48年4月1日に傷病恩給等を受けた者の妻
- (ロ) 昭和38年4月2日以後妻となった者、または同日以後に後遺症により昭和48年4月1日に傷病恩給等を受けていた者の妻

詳しいこと、またはわからない点がありましたら、住民課にお問い合わせ下さい。

## 昭和51年度警察官採用試験

※受験資格～学校教育法による高等学校卒業程度の学力を必要とし、昭和24年4月2日から昭和34年4月1日までに生まれた男子。ただし、4年制の大学を卒業した者、または卒業見込みの者は受験できません。

※受付期間～9月13日から10月16日まで

※第1次試験～10月31日  
(大分舞鶴高等学校)

※問い合わせ及び申込用紙の請求先～県下各警察署  
この試験は次の都府県のうち希望するところを受験できます。大分県、埼玉県、神奈川県、愛知県、警視庁、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県。

## 前津江局加入者の電話番号が変わります！

前津江局地域の電話は、9月29日、午後2時からダイヤル電話にかわり、電話番号が全面的に変更になります。

電話のかけ方は従来どおりです。電話番号の問い合わせは104へおたずね下さい。

来春高校や大学を卒業して就職する人の顔色は二年前ほどでないにしろせません。依然として就職戦線は異状ありというところでしょうか。

## 雑記